

「敬老パスの交付及び手続きに関する事務 全項目評価書（案）」 に対する市民意見の内容及び市の考え方

「敬老パスの交付及び手続きに関する事務 全項目評価書（案）」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただきましたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表いたします。なおご意見につきましては、趣旨に反しない程度で一部要約等しておりますので、ご了承ください。

【意見募集の概要】

■意見募集期間

令和7年3月24日（月）から令和7年4月23日（水）

■意見提出状況

意見提出者数：1名 意見総数：1件

<意見の概要及び市の考え方>

【市民意見】

敬老パスの運賃支給対象区間を利用した際、後日、運賃相当額が支給されるが、合わせて対象者へ運賃相当額支給金額決定通知書が送付される。郵送料や人件費の無駄使いであり、振込金額を知らせる法的義務もないと思われるため、改善してほしい。

【市の考え方】（健康福祉局）

ご意見をいただきました敬老パスの運賃相当額支給金額決定通知書（以下「通知書」という）につきましては、利用者に丁寧な情報提供を行う観点から、対象となる期間における私鉄等の利用内訳をお示しするとともに、運賃相当額の支給金額、支給予定日及び支給先口座についてご案内させていただくため、名古屋市敬老パス事務取扱要綱に基づき支給対象者に送付しているものです。本市が実施したアンケートでは、敬老パスの利用回数を確認される方のうち、約9割の方が通知書を活用しており、現状では通知書のニーズもあるものと考えております。

また、御提案の費用節減に対する本市の取り組みとして、通知書を封書形式から圧着ハガキへ変更するとともに、送付が不要である旨をお申し出いただいた方には送付停止する運用を行っているところです。引き続き持続可能な敬老パス制度となるよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、いただいたご意見につきましては「敬老パスの交付及び手続きに関する事務 全項目評価書（案）」における特定個人情報ファイルの取扱いについてのご意見ではないものと考えられますので、案の修正・変更点はございません。